

標記手紙ニ就テハ既依ノ必其ノ後ノ註通左記ノ通り

記

一 経 通

(1) 考働有側

A. 別記(一三)ノ如キ迄ニ騰字改刷傳事ヲ作成日本橋及代々湯
町方面ニ貼付セリ

B. 本月九日別記(三三)ノ如キ迄改刷微文ヲ作成工場所在地附近ニ
撒布セリ

(2) 事業主側

A. 工場主青木音吉ハ本月十日日誌所記一番町三丁目新設士方ニテ
所在ヲ發見シタリ

B. 資本金日前新醫學社ニテハ七日重役会ヲ召集シ從業員ノ要求ハ
拒絶マル事ニ決セリ

(3) 交渉状況

A. 自新醫學社會計係田村三郎ハ六日從業員荒井外三名ヲ招致
シ座談組員二名傍聴ノモトニ通日授出ノ要求書ハ重役会通
過ノ見込ナキニ付撤回方ニ意思シタルニ從業員側ノ肯スル必
トラスステ會見ヲ了レリ

B. 八月午前十時從業員荒井外三名印刷工聯合会員西塚遼午外三
名醫學社ニ出現小分事務不在ノ為メ田村會計代ツテ會見シ田
村ヨリ「要原」拒絕スルレ旨ヲ傳ヘタルニ從業員等ハ其ノ不
誠意ヲ咄シツ、泣伏セリ

C. 其ノ後後記從業員ノ暴行事件ノ為メ交渉一時中絶シタルカ前
記ノ如ク青木ノ所在ヲ發見シタルト所轄神田西神田警察署ノ
斡旋ニ依リ出資者事業主從業員ノ三者會同解決ヲ促進スルコ
トノ諒解ナリ十六日神田三崎町飲食店ハ方ニ金見スル
協定ナリシモ青木カ出席ヒサリシ為メ流会ニ了リタリ